

資 料

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

―「南朝鮮における『農地改革』」(続)―

〔解題〕 この資料は、昭和四十年八月、本誌第十四卷第三号に、その第一章が翻訳掲載された、キム・スンジュン著『農地改革』以後の南朝鮮農業』（朝鮮労働党出版社、一九五八年二月二六日刊）全三章のうちの第二章にあたる部分である。第一章「米帝および李承晩傀儡政権によるいわゆる『農地改革』の反動的本質」においては、李承晩による「農地改革」の反動的内容とそれによる農業生産関係の変化の本質について述べられていたが、この第二章『農地改革』後、米独占資本と朝鮮人隷属資本による農民収奪の強化」では、「農地改革」以後、租税により、高利貸信用体系により、流通体系により、さらには新しく改組された「農業組合」や「農業銀行」により、南朝鮮の農民が内外独占の徹底的収奪にさらされている情況が詳しく述べられている。ここで注目されるのは、土地制度の場合と同様、日本帝国主義の植民地的半封建的な租税制度、金融・信用体系、供出制度、流通機構、産業組合等の諸制度が、基本的な面で継承されながら、新しくアメリカ帝国主義と朝鮮人隷属資本の収奪機構として再編されていることである。そして、その場合、日本とは違って、「農地改革」によっては解体されずに再編維持された南朝鮮の半封建的地主的収奪機構と内外独占資本による収奪機構とがどのようなかわり合いを持っているかが、重要な問題として残されるであろう。第二章もまた島田斉一君の翻訳によるものである。この資

料が、一方では南朝鮮の「農地改革」が、日本や台湾をも含めたアメリカの極東戦略と占領政策の一環として実施されており、従ってその基本的同一性と各国別による特殊性を持つてゐる点の理解に貢献すると共に、他方では科学的分析によつて紹介されることの少ない南朝鮮の農業生産関係の理解に少しでも寄与することを期待したい。全体との関連づけのために、原著の目次を今一度掲げておく。なお、この訳文があつた第二章の表題と節の見出しは、適宜にあらためた表現を用いた。

(大藪輝雄)

〔目次〕

第一章 米帝および李承晩傀儡偏政権によるいわゆる「農地改革」の反動的本質

第一節 「農地改革」の動機と目的

第二節 「農地改革法」の反動的内容

第三章 「農地改革」の遂行と農業生産関係変化の本質

第二章 「農地改革」後、米帝独占資本と朝鮮人隷屬資本による農民収奪の強化

第一節 租税による農民収奪の強化

第二節 高利貸信用体系による農民収奪の強化

第三節 流通体系による農民収奪の強化

第四章 新しい農村収奪機構としての「農業組合」および「農業銀行」と、その反動的本質

第三章 「農地改革」後、南朝鮮の農業生産力の衰退

第一節 米帝および李承晩傀儡偏政権のいわゆる重農政策の欺まん性

第二節 農村経済の物質—技術的土台の破滅

第三節 農業生産の減退と生産構造における植民地的偏頗性

結論

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

「農地改革」が單純に農民運動——民主主義的力量の圧力に屈して部分的・末梢的「讓歩」によって地主階級全体の政治的經濟的地盤を維持保護することだけにその目的があるのではない、ということはずでに〔本紙昭和四十年八月号八七

—一九頁）指摘したとおりである。アメリカにとっては、

この「改革」を利用して何よりもまず南朝鮮の農村に対する自らの支配を強化し、農民搾取を強めて搾り上げた収益（原文では「利潤」。以下同じ——島田）を彼らに有利に再分配しようとするところに、また重要な目的があるのである。であるから「農地改革」後、勤労農民に対する搾取は緩和されるどころか、かえって従来にくらべものにならないほど強化された。ただ変わった点があるとすれば、勤労農民に対するアメリカ独占資本の直接的収奪と李承晩政権を介した収奪の比重が、従来にくらべて著しく強化されたことだけである。アメリカおよび李承晩政権による直接的な農民収奪は、主につぎの三つのテコ——租税制度・信用制度・流通体系を通じて進行していった。そうして「農地改革」以後、農民に対する搾取形態の構造には一定の変化が生じたのであるが、それは小作制による搾取にくらべて租税・信用・流通分野からの搾

取の比重がはるかに拡大強化された。

では、「農地改革」後の租税、信用および流通分野を通じて農民に対する搾取関係を簡単に分析考察することにしよう。

### 一 農村課税政策

マルクス・レーニン主義が教えているように、ブルジョア国家の經濟的基礎は租税であり、この租税は搾取的國家機構を維持するために決定的役割を担うものである。南朝鮮を大陸侵略の前哨基地にかつ植民地に転落させているアメリカは、傀儡政権のファッショ的行政・司法・警察機構を維持強化させるために、そして李承晩軍隊の気力がいじみた拡張と戦争準備のために莫大な経費を必要としている。

かくて傀儡政府の予算支出は年々天文学的数字に膨張しているが、これをまかなう才入の最も重要な源泉は租税である。すなわち傀儡政府の予算収入における租税のウェイトは、戦争時期をべつにしても大むね七〇〜八〇％に達しており、したがって南朝鮮人民はますます多くの租税負担にあえがざるを得ないのであって、そのことは第一表でみるように「政府」の租税収入が急激に増加しているところに如実に反

第1表 租 税 増 加  
(単位：10万ウォン)

	租 税 収 入	指数(1949=100)
1949	144.7	100.0
1950	434.3	300.1
1953	20,962.5	14,486.7
1955	111,999.3	77,401.0
1957	115,897.0	80,096.0

資料：『経済年鑑』1957年版  
「東洋通信」1958. 7. 25

映している。

第1表が示すように

一九五七年度の傀儡政府の租税収入は、一九四九年度のそれにくらべて八〇〇倍も増大しており、一九五三年度に対比しても五・五倍以上に激増している。

これは、インフレによる物価上昇を考慮に入れる

ても、この期間に南朝鮮人民の實質的租税負担額が一〇数倍、または数倍も増えたということを物語っている。

かように不断に増大する租税の重荷は、基本的には農村農民が背負っている。それは、アメリカの植民地略奪政策によって都市産業が致命的な破壊・零落を蒙り、農業所得が総国民所得において優位をしめているというとはかりでなく、所得に対する租税負担率が勤労人民に不利に偏重さす反人民的租税政策にも起因するものである。こうして南朝鮮の勤労

農民大衆は、アメリカならびに傀儡政権の租税による搾取の最も重要な対象になっている。

南朝鮮を占領したアメリカは、土地所有制度の場合と同様に、農民に対する租税搾取においても日帝の植民地半封建的租税制度を継承したのである。アメリカは一九四六年十二月、「地税および手数料の改正」に関する軍政法令第一二八号を公布したのであるが、その中で地税は日帝の一九四三年三月三十一日付「朝鮮地稅令」の税率に基づいて課税し、賃貸価格をそのまま課税基準に用いることを規定している。ただ、ちがうのは八・一五解放後、通貨の膨張および物価上昇と関連して課税基準を一〇倍に引き上げたことだけである。

周知のように日帝は土地調査事業の完了と同時に一九一八年に新地稅制度を実施したが、それは李氏朝鮮封建時代の地租を本質的にそのまま継承したものであり、一九四三年には課税基準として従来の地価を捨てていわゆる賃貸価格を採用したといふものの、この賃貸価格もまた封建的高率小作料の貨幣的表現にすぎないので地税の本質そのものを变化させえなかつたのである。アメリカがこのような日帝の地稅制度

をそのまま継承したのは、それが封建的土地所有関係を維持している基礎の上で、農民に対する苛酷な収奪政策を遂行するのに適しているからである。

一九四三年に改正された日帝の地稅制度は侵略戦争とも関連してきわめて苛酷なものであったにもかかわらず、アメリカは単にこれを継承しただけでなく物価変動という口実の下に課稅基準を大巾に引き上げたのである。その後もアメリカは朝鮮戦争の排釜に狂奔しながら、膨張する傀儡政府の軍事予算に充当するためにしきりに課稅基準の倍数および稅率を引き上げることによって地稅總額を急激に増大させたのであって、それは一九四六年を $1.0$ とすれば一九四七年には $1.32$ 、一九四八年には $1.542$ 、一九四九年には $1.666$ にそれぞれ達している。

「農地改革」を終えた後一九五一年九月、アメリカと李承晩傀儡政府は従来の貨弊地稅を現物納付に改めるいわゆる土地取得稅法を実施にうつした。この土地取得稅法は、「通貨膨張の防止と食糧政策に寄与するもの」であると彼らが規定しているように、便所紙のごとく値うちなくなった紙幣の代りに地稅を現物で徵收することによって李承晩「政權」の

財政収入の安全を図り、と同時に侵略戦争のために大々的に拡張した傀儡軍隊に供給する軍需食糧問題を強制的に解決しようとするものである。この取得稅は「農地改革」の予定プログラムであるが、これは農民収奪をより一層強化するものである。

土地取得稅は、形式土地稅に置き換えたものであるが、しかしその略奪的内容においては後者にくらべものにならないほど極悪かつより露骨な封建的租稅である。

だいいち、商品・貨弊經濟の下で金納制から物納制への逆行が農業生産に破壊的な悪結果をもたらすであろうことは言うに及ばないことである。これについては南朝鮮の出版物さえも認めることであって、たとえば『大韓年報』は、「土地取得稅はインフレ収縮または國家財政収入の確保上避けられない措置だといえ、農業に限ってだけ租稅を現物で徵收することは、……ただでさえ現在の経営機構の中で他の産業に比べて不利な立場にある農業をより不利にさせ、農業生産力を維持・強化する見地からしてはなほだ憂慮させられるものである」と述べている。

つぎに、土地取得稅の稅率をみるならば、自作地はその収

穫高の二八～一五%、「分配」農地は二三～一〇%を規定している。だから皮相的に計算しても農地「分配」を受けた農民たちは、この税率に収穫高の三〇%に相当する農地償還穀だけを合せても収穫高の五三～四〇%を収奪されねばならないようになってきている。さらに、すでに述べたように（本紙昭和四十年八月号、九九、一〇八頁参照——島田）南朝鮮の穀物反収が解放前にくらべて著しく減少した実情を考慮に入れるならば、農民の実質的負担は実質収穫高の六〇～八〇%に達する高率のものである。土地を強要によって買わされた「自作農民」の事情も同様であって、彼らには「償還穀」の負担はないとはいえないものの、その代りたいがい土地を強制的に買わされた事情と関連して背負うようになった苛酷な高利貸負債を返済しなければならぬのである。土地取得税が現実において名目上の税率よりもはるかに苛酷であるということは、つぎのようないくつかの実例によっても明白である。

すなわち、(一)、京畿道リ・ヘイク「知事」は一九五一年十二月十二日の記者会見で、「京畿道はひどい凶作であるにもかかわらず、政府は総生産量を平年作の二倍に相当する一二〇万石と推算して収穫税を賦課した」と言っている（平和日

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

報）一九五一・一二・一五。(二)、慶尚南道の昌原郡では、一九五一年度米穀収穫高は一九五〇年度の五〇%であるにもかかわらず、収穫税の割当量は一九五〇年度のそれよりも二七二石も多い二万九、五四八石であった（釜山日報）一九五一・一二・一四。

このように土地取得税は、従来の金納制地税にくらべては

るかに高率の租税負担を農民に負わせたものであり、この両者を対比すれば第2表のとおりである。

第2表 地税に対する土地取得税の増加動態

	1949 (地税)	1952 (土地取得税)	1953 (土地取得税)
税額 (10万ウォン)	8.5	884.0	2,940.0
指数	1	98	346
法定穀物価格騰貴指数	1	37.5	37.5

資料：雑誌『財政』1958年1月号  
『経済年鑑』1955年版

注) 土地取得税は法定価格で換算した

第2表でみるように貨幣で換算した土地取得税を過去の地税に比較するならば、物価上昇をさし引いても農民の負担は数倍ないし一〇倍も激増している。このように日帝支配時代よりも農民負担が増大した朝鮮戦争前の地税をなおはるかに超

過する土地取得税は、日帝下の地税にくらべてはもろんのこと、李朝時代の地租よりも苛酷な封建的租税である。

さらに、土地取得税は地主・富農には有利に、零細農民には不利に偏重している。

それは、土地取得税の徴収が土地の実質収穫高とは無関係に、土地の賃貸価格を基準にして固定されているところに明確に露出している（同法第二十三条）。

周知のように土地が基本的生産手段になっている農業においては、単位土地面積に資本を追加的に投下すればするほど土地生産性と収益性はより高まり、投下しなかった同一面積の土地にくらべてより多くの差額所得を得るのである。特に「農地改革」後、土地所有に対して形式上一定の「制限」を加えている条件の下で地主・富農は、単位土地面積へより多くの資本を投下することによって収益を高める方向をとっている。他方、圧倒的多数を占めている零細農民は、アメリカおよび李承晩「政権」の過酷な収奪によって土地利用の改善はさておき、そのうえ各種の自然災害による凶作まで加わって単位面積当り収穫高はますます減少している。その結果同一土地面積当りの地主・富農と零細貧農との収穫差は著し

くひらいていくばかりであって、その一端を一九五六年度耕作規模別町歩当り収穫高でみれば第3表のとおりである。

第3表 耕作規模別町歩当り収穫高

耕作面積（町歩）	0.5 未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0 以上
1町歩当り収穫高（石）	4.27	7.34	10.80	16.98	23.08

こうして実質収穫高からみれば地主・富農は法定比率よりもずっと低い租税を納めるようになっている反面、零細貧農はきわめて高率の租税負担を強いられるようになっている。

かくて南朝鮮における土地取得税は、日帝支配時代と同様に封建的時代の一部分すなわち直接的生産者の剰余労働の一部分なのであり、その重荷は零細貧農に偏重している。

アメリカは、租税制度を通じて傀儡政権のうしろで、日帝に代って中央集権的な土地支配権者として登場している。したがって「農地改革」によって形式上増加した自作農民たちも、結局、封建的土地取得税を背負わされて、半農奴的地位から脱却しえなかつたのである。

また、農民収奪の強化を目的とした傀儡政

権の租税制度は、むろん土地取得税に限らない。アメリカおよび李承晩傀儡政府は、地税を土地取得税に転換させるさい、土地生産物に対する一さいの租税を統合して単一化するとうそびているが、これは税率を高めるための口実にすぎないものである。農民たちは、土地取得税だけでなく戸税・家屋税・水利組合費・「国民会費」・「韓青費」・「消防費」・「軍警護費」・「師親会（PTA）費」・「警察支署運営費」・その他苛斂雑税と無数の雑賦金を強要されている。<sup>(1)</sup>このほかに酒税・物品税など、結局は勤労大衆に転嫁される間接税の負担はたえず加重していつている。とくに近年にいたっては農民を欺まんし彼らの反租税闘争を懐柔するために、直接税のかわりに間接税の比重をたえず高めているが、傀儡政府の租税収入のうち間接税のウェートは一九五〇年度に三二・七%から一九五七年度には五六・九%に激増している。以上みてきたように、植民地半封建的租税体系は、南朝鮮農民の零落と貧困化を促進する最も強力な物質的テロの一つになっている。

(1) 「農村には公課負担のほかに一五〇余種の雑賦金がある」。このほかに「徴兵と労務動員を忌避するための交際費」、これらすべてが農民の膏血をしぼり取るものである。「朝鮮日報」一九五五年六月十日付。

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

「もろもろの公課金ならびに税金は、農民の経済状態にくらべて年々反比例的に増大しており、彼らの農業用商品もまた同じであり、したがって零細農的農民生活の経済状態は、反作用的に悪化するものであり、それ故小作農は増えていき、富農と貧農との差は大きくなる一方である」(「韓国年鑑」一九五七年版)。

## 二 農村信用政策

信用体系は、アメリカ・隷属資本家・地主が農民を収奪するための有力な手段の一つである。

アメリカは、搾取を目的とする日帝の農村信用体系——金融機関をそのまま継承したのである。周知のように一九〇六年三月、日帝は「農工銀行」(一九一八年、殖産銀行に統合・改編)を創設し、その後同行の触手として各地に御用的な金融組合を組織して、農民を相手に苛酷な高利貸的搾取を敢行してきたのである。このように朝鮮農民の憎悪的である金融組合が解放後もアメリカによって保存・継承され、その数は本所一四二、支所四〇九、合計五五一箇所であり、その組合員数は二〇〇余万人に達していた。金融組合信用の破壊的役割は、その貸付内容において明確にあらわれている。た

第4表 農地資金用途別構成

資金用途	比率 (%)
自作農地購入	38
牛馬購入	17
旧債返	28
その他	17
合計	100

資料：『朝鮮経済年報』1948年版  
 注）1945. 8. 15～1947. 3. 31 間の貸付け内容

たとえば、金融組合の貸付けにおいて重要な地位を占めている、いわゆる農事資金貸付けの構成をみれば第4表のとおりである。

第4表でみるごとく、農民が経営の集約化・拡大のために直接必要と

した生産的な信用である牛馬購入は一七%にすぎない。むしろ自作農地購入もこの範ちゆうに入れられるが、しかし前章〔本紙昭和四十年八月号八七一―一九頁―島田〕で言及したように、この中には小作権の剝奪・その他の脅迫によってやむをえず地主の土地を強制的に買わざるをえなかつた農民が多数を占めているので、このことは農民を金融組合の債務奴隷に転落させずにはおかないのである。こうして金融組合債務は、その八〇%は返済源泉が微弱であるかまたはほとんどないものであり、したがって負債を拡大再生産し農民の零落・破産を促進させる結果を招いた。

金融組合は、「農地改革」以後、南朝鮮農村経済がより零細化し、農民の貧困化が促進され、彼らの負債が累積するにつれて貸付金回収難の危険が増した条件を考慮して、一般農民に対する融資をより厳しく制限したのである。南朝鮮の出版物は、老大な零細農民は融資対象になりえないということを公然と述べている。すなわち「極度に貧困化したわが國の一部零細農家は、貸付けの対象者になるには余りに貧困すぎるようである。……第一にこうした農家の生産能力は微弱なので回収不可能の危険率が高いし、第二に用途が生産のために直接使われるよりも生存ないしは生活用になりがちであり、第三にこうした農家は社会的生産には別段寄与しないものである」〔「財政」一九五七年第二号一三二頁〕。そうして、農村金融機関は、主に地主・富農にだけ融資したのであって、たとえば、金融組合の後身である「政府」管轄の「農業銀行」の貸付金額をみれば一九五六年度の総貸付額一五億七、七四〇万ウォンのうち、約九〇%にあたる一三億五、三一〇万ウォンは地主・富農層に貸出されている。

まさにこの地主・富農層こそ南朝鮮の勤勞農民を高利貸債権によって苛酷に搾取する農村高利貸業者であるから、上で

みた金融機関の貸付金が彼らの手もとで高利貸資金に転化するであろうことは想像にかたくない、『財政』一九五七年第七号参照。

ところで金融組合の利率はきわめて高いものである。アメリカはすでに一九四六年六月、金融機関の預金利率は大巾に引き下げながらも、他方貸付利率は引き上げている。つまり一般貸付利率を年利一〇〜一八%に引き上げた。この利率は資本主義的信用に特徴的な利潤率によって規定される、というようなものではない高利である。

農民に対して高利貸的搾取を行なうための資金は、傀儡政府の貸付金ならびに預金である。ここでいう「傀儡政府」貸付金は、前節でみた勤労人民からの租税略奪によるものであることは論をまたない。とりわけアメリカおよび傀儡当局は、日ごとに昂進するインフレから抜け出すために、また膨張する予算の資金を入手するために、氾濫する通貨の回収に狂奔して農民の現金のみならず現物までも「農村復興現物貯蓄」という美名のもとに奪うにいたったが、その苛酷さは第5表がしめすとおりである。

周知のように、大多数の農民が高利貸の重荷を背負って飢

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

第5表 「国民貯蓄運動」実績 (単位：10万ウォン)

	1953. 3. 31 残 高	1954. 3. 31 残 高	年間預金 実 蹟	年間預金 目 標	預金達成 率
金融機関預金総額	3,302	6,388	3,086	6,000	51.4%
そのうち金融組合連合会	483	1,509	1,026	1,120	91.6%

資料：『経済年鑑』1955年版

餓と困窮にあえいでいるなかで、金融組合の「貯蓄」実績が最も高い比率を示していることは、とりもなおさずアメリカおよび傀儡政権がどれほど苛酷に農民に「貯蓄」を強要したかを物語っている。

まさにこうして強奪した資金が農民に対する高利貸資金として回帰しているのである。金融組合は傀儡政府の公認された代行機関（「韓国銀行法」第八五条）として韓国銀行の貸付金を基礎にして、米穀・夏穀・薬工品の強制収集および分配、輸入肥料の購買および分配事業を通じても農民収奪に加担している。

信用を通じての農民収奪は以上のべた金融機関に限らない。すでにみたように銀行はもちろん、金融組合の融資対象からも排除されている多数の貧農は、殺人的高利貸に依存を余儀なくされている。

とくにアメリカおよび李承晩傀儡政権に

第6表 農家負債増加状況

	負債総額	1農戸当り負債
1953. 5	9億ウオン	403.6ウオン
1954. 11	18	897.1
1956	50	2,254.6
1957. 6	100	4,500.0

よる農民収奪の強化、土地の強制的押し売りおよび有償分配、農業生産力の継続的衰退、インフレ、零細農経営の急速な増大、農民の貧困化過程の促進——これらすべては互いに結びついて高利貸蔓延に好都合の温床になっている。他方、「農地改革」後もなお農村で政治的経済的に優位をしめている地主・富農は、土地の強制的押し売りおよび売上代金と金融機関の貸付金までも独占して、これを高利貸資金に転用することによって農民搾取を強化している。こうして南朝鮮農村には

高利貸的搾取分野が急激に拡大しているが、これについて「朝鮮日報」（一九五五・九・一九）は、「韓国の農村社会経済は高利貸経済構造の上に構築されている」と指摘している。傀儡政府「農林部」調査による不十分であり過小評価された資料によつてさえも、農家負債は第6表のように激増している。

第6表でみるように一九五七年六

第7表 債権者別農家負債構成比

(単位：%)

債権者別	金融機関	頼母子	民間貸付者	その他	計
総負債に占める比重(%)	18.12	6.19	39.65	36.04	100.0

資料：『財政』1958年第1号 p.37~38

月現在、農家負債総額は一〇〇億ウオン、一戸当り四、五〇〇ウオンに達しており、個々の地方、たとえば慶尚南道金海郡と慶尚北道奉化郡のような地方では、一戸当り六、〇〇〇ウオンと一万七、四〇〇ウオンの巨額の負債をそれぞれ背負っている。総体的には、南朝鮮農民の負債額はわずか四年の間に一倍にも激増している。

それでは、この天文学的な数字の負債が一体どういう性格のものであるかを考察してみよう。

まず、この負債の債権者別構成をみれば第7表のとおりである。

第7表でわかるように、金融機関からの農家負債はほんのわずかであり、その残りは全部民間高利貸に依存している。ところで、いわゆる大農層の負債が一三・五億ウオンであることから考えて金融機関の融資は、大体において大農および中農の上層

第8表 用途別農家負債構成比

用途別分類	農事資金	食糧購入	家事資金	旧債返済	その他	計
総負債額に占める比重(%)	46.9	20.6	14.0	9.8	8.7	100.0

資料：1958年第1号 p. 37~38

にだけ行なわれている、ということも明白である。

このようにその大部分を民間高利貸業者に依存している負債の用途がどういふものであるかは自明のことである。それは、ほとんどの場合自分の経営の集約化または拡大化に投じる生産的的目的のものではなく、飢餓と零落を一時的にまぬがれるための消費的負債である。こうした事情は、農家負債の用途別構成に明確にあらわれている。

第8表でみるようにほとんど非生産的消費に使われる負債は五三・一%にもおよんでいる。そして農事資金用の負債は地主・富農層がその大部分を独占しているため、その下層の農民が非生産的支出のために借りる負債比重ははるかに高い。また、いつも飢餓と貧窮に呻吟している南朝鮮農民がなに用の負債を背負っ

ているかは、その借り入れ時期別構成にも反映している。すなわち年間借入総額のうち三月～五月の三カ月間の比重は四九%である。零細農民にとつて悲惨な食糧難にあえぐ端境期に借入れる彼らの負債というものは、その大部分が命をつなぐためやむをえずしなければならない食糧借入れなのである。だから農家負債のうち現物負債の比重は六〇%以上にもおよんでいる。

以上のように農家負債の八〇%以上は殺人的な民間高利貸業者に依存するものであり、その大部分が生産的負債ではなく「窮迫」負債である。当然なことながら、このような負債の利率はきわめて高くならざるをえないのであって、ふつう、年利五五～一〇〇%にも達するものであり、とりわけ高利貸的搾取のうち最も苛酷なものは、いわゆる「立稲先売」または「立麦先売」である。これはわずか二～三カ月間に一〇〇%の利子がつくもので、つまり農産物を半値も買えずに前売りするところの、立稲先売・立麦先売には、じつに数十万の農民たちが参加している。立稲先売は、公表の資料によつてさえ一九五三年に三七万四、〇〇〇余件、一九五四年には四八万四、〇〇〇余件もあり、その借入金額は八九〇余万ウ

オンと一、七〇〇余万ウォンにそれぞれ達している。そしてこれに四〇〇〜五〇万戸の農家がしぼられて苛酷な高利貸的搾取を受けており、その負債額は一九五三〜五四年一年間に二倍に増加している。南朝鮮の出版物によれば、最近（一九五〇年代末―島田）にいたってはこの立稲先売または立麦先売よりもっと苛酷な高利貸の搾取形態である青田売買・黒田売買、はては白田売買まで横行している。その内容というのは、青田売買は作物が青々と発芽したときにすでに秋の収穫時に返す約束で高利債を借りるものであり、黒田売買は作物の芽が出る前に、白田売買はいまだ白雪がつもっている時にその田んぼでこれから耕作してできたものを払う約束のもとに借りる負債である。このほかにも長利穀・セツクカリ・統雇只（これらはいずれも現物高利貸である。セツクカリは、絶糧農家が秋の新米で言われるままの高利をつけて返す約定のもとに、端境期に地主・富農から食糧を借りるものであり、統雇只は同じく端境期に地主・富農の土地の耕作労働をしてやる約束の下に、労賃とは決して言えないほどのわずかな食糧を彼らから貰う形態である―島田）等々の苛酷な封建的高利貸さく取がいたるところで蔓延している。

農民のこうした苦難な境遇につけこんでアメリカおよび傀儡当局は農民搾取をより強化しているが、最近李承晩「政府」が立稲先売の「防止策」という名目で実施しはじめた、「米穀担保融資」がまさにそのあらわれの一つである。すなわち李承晩「政府」は、「財政事情上食糧の政府買上げを中止」して、そのかわり「米穀担保融資」によって農民から米をかきあつめるといふものである。そこにはアメリカおよび傀儡政権のきわめて狡猾な目的がひそんでいるが、それは、第一に銃剣の威嚇・恐喝によっても年々失敗する食糧強制買上げを巧妙な陰蔽された手法で容易にしようとするものであり、第二に「財政事情上困難であるから」これまで食糧強制買上げのさい一定の価格支払いに必要とした「政府」資金も節約し、信用という煙幕をもちいて穀物を安価で略奪しようとするものであり、第三に例年秋になれば生産費にもならないほど暴落する米価の、しかもその八割程度の半額を先渡しして、その償還時には高率の利子をつけて返済させ（「世界通信」一九五八・九・一〇）、その結果「政府」自身が暴利を吸い上げる高利貸業者にならうとするものであり、最後に穀物価格の先渡額をさし引いた残りの金額はアメリカの余剰物資―肥料

代金として控除することによってアメリカの余剰商品を高値で売りつけるのにもこれを利用してしようとするのである。

以上みてきたように、アメリカが占領している南朝鮮農村の信用体系は日帝のそれを改悪したものである。金融機関と個人高利貸業者、それに傀儡政府も加わって零細農民の窮乏化過程に吸血鬼のごとく喰いついて農民の膏血を絞り、この貧困と零落過程を一層促進させている。こうした過程において農民たちは、結局は土地を手放され一家没落・破産を余儀なくさせられており、よしんば土地を完全に喪失していない農民たちの場合もまた高率地代の形態で封建的地代を納める隷屬農民に転落させられている。こんにち、南朝鮮農民の約九〇％は、こうした高利貸の鉄クサリにしばられている隷屬農民なのである。

### 三 農村流通政策

流通過程は、租税および信用分野と同様に、農民を収奪するための最も重要なテコの一つである。アメリカは、流通体系を通じて、傀儡政府の戦争予算ならびに軍事力を強化するために必要な農産物を安値で収奪し、自己の余剰商品を高値

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

で売りつけることによって二重に利得を得るだけでなく、南朝鮮に対する植民地略奪政策の重要な政治的支柱である朝鮮人隷屬資本家の利益をおおしはかるのである。流通過程は等価交換という外皮のもとに搾取の本質が陰蔽されるので、狡猾なアメリカはこれを利用して農民に対する収奪をより一層強化している。

すでに日帝支配時代にわが国では、従来自給自足であった農村で農業と家内手工業との分離過程がある程度進行していた。日本資本主義の「中枢」であった綿織物をはじめ各種の被服材料、日用必需品およびその他の消費材が怒とうのごとくおしよせ、現代的運輸・通信網が朝鮮各地を連結し、発達した信用・流通体系が確立されるにつれて、朝鮮農村はすでに従来の停滞的で孤立的な状態から脱皮して商品経済にひき入れられていった。つまり資本主義の商品が山間僻地まで浸透して、それが農業と家内手工業との分解作用を促進させたのである。解放後、南朝鮮においては日帝にかわってアメリカの余剰商品が農村市場に氾濫するようになり、今日、南朝鮮農民は衣類およびその他の日用消費品はもちろん、肥料およびその他の生産財までも全部アメリカの余剰商品に依存

せざるをえなくなっている。南朝鮮を自己の余剰商品販売市場に転落させるために、アメリカは南北朝鮮間の経済的断絶を気遣いのように強行している。こうした事情は、不断に増大する租税・公課金の支払いとともに、農民の貨幣需要を非常に増大させたのである。

かような南朝鮮農民の資本主義的商品流通過程への引き入れ、彼らの生活の商品・貨幣関係への依存の増大、したがって農村家内手工業の農業からの分離——こうした農村における自給自足的自然経済の解体は、その社会内部の生産力の発展によるものではなく、単にかつては日帝・こんにちは米帝の余剰商品の販売市場として朝鮮農村を再編成したものにすぎない。それゆえ、すでに述べたように〔本紙昭和四十年八月号八七〇—一九頁参照——島田〕農業生産は旧態依然な半封建的零細耕作にとどまっており、農村における封建的遺制は清算できないままである。このような条件の下では、農業生産の商業的経営への一定の転化があるとしても、それはきわめて制限を受けざるをえないし、自家消費的性格を濃厚に維持されざるをえない。

こうして南朝鮮農村の流通過程では、アメリカ独占資本の

資本制商品と、半封建的零細農民たちの自家消費用または半消費的農産物とが交換されている。その結果は自明である。この流通過程において、農民たちの生産物は価値以下どころか生産価格以下で販売されるが、他方アメリカの余剰商品は独占的な高価格で売りつけられる、ということは火をみるよりも明らかである。

農民たちの穀物を最も安い値段で強奪するさい、「糧穀収集制」は重要なテコになっている。アメリカは、南朝鮮を占領するやその初期から食糧を統制し始めたし、「米穀収集令」(一九四六・一)・「夏穀収集令」(一九四六・五)・「米穀収集法」(一九四六・八)・「糧穀買入法」(一九四八・一〇)などの諸法令を相次いで濫発して、米穀ばかりでなく夏穀までも強制的に買上げる道にふみ切ったのである。「糧穀収集制」は、価格の決定・支払および収集規模の査定・徴収において、日帝の供出制度と全く同一のものである。そしてこの糧穀収集制は、生産費以下の低廉な価格、収集量の義務的性格および収集方法の強制性からして、完全に追加的租税の性格をもつものである。

ここで収集穀物の代価というものは、市場価格とはくらべ

第9表 収集価格の市場価格比 (単位:%)

	1946	1949	1953	1955	1957
市場価格	100	100	100	100	100
収集価格	36	55	73	39	57

資料:『経済年鑑』1957年版

『韓銀調査月報』1957年 5.6.7.8.9.10月号, その他

ものにならないほど低いものであって、生産物の価値はいうにおよばず生産費さえも補填できえない略奪的なものである。この収集価格と市場価格を対比すれば第9表のとおりである。

第9表でみるように、収集価格は大体において市場価格の三分一から二分の一にすぎない。しかもこのような低廉な価格すら戦争予算による赤字財政にもがいているアメリカおよび傀儡政府は、その支払を引き延ばすばかりでなく価格の一部は各種の「国債」・雑賦金などで相殺し、一部は「補償物資」という形で農民には不要なアメリカの余剰商品売りつけるのに悪らつに利用している。

しかしながらこの略奪的な穀物収集は、不可避免的に農民の強力な反抗にぶつからずにはおかなかった。アメリカおよび李承晩「政府」は、「食糧収集計画違反に関する規則」を制定し、食糧収集に応じなかった

というかどで一九四七年だけでも八、六三一名を投獄したにもかかわらず、農民の高まる反抗氣勢を制圧しえない事態にいたった。そこで共和国北半部(北朝鮮)に対する侵略戦争を挑発したアメリカおよび李承晩一味は、膨張する軍事費と軍需食糧を調達するために「農地償還税」とともに、強権的かつ略奪的な租税形態である土地取得税をもって収集制に置き換えて現物で納付させたにもかかわらず、なお足りなくて穀物「買上げ」を強行するにいたったのである。この強制買上げ量は、「農地償還税」収納期限が近づくにつれて年々増加し、それは事実上従来の収集制と本質的に違わないものである。

とくに、こうした略奪的強制買上げが農民各階層に与えた影響は均等なものではない。この場合も、すでにみた租税の場合と同様に地主・富農は、強制買上げによる損失の大部分を中・小農民に転嫁しているが、それは第10表がしめすとおりである。

第10表でみるように、耕地面積一町歩未満の零細農民層はその総生産量に対する買上げ量の比率が大農の二倍ないし三倍に達しており、彼らは市場販売農産物を全然またはほとん

第10表 階層別穀物買上状況

(京畿道始興郡秀岩面論谷里 調査戸数=177戸)

区分 耕作規模	総生産量 (A)	政府買上量 (B)	B/A	市場販売量
0.5 町歩未満	51.0石	4.60石	9.0%	— 石
0.5~1.0	172.0	16.60	9.6	5.00
1.0~2.0	848.4	25.15	3.0	91.10
2.0 以上	642.0	25.00	4.0	84.25
合計	1,713.4	71.35	4.16	180.35

資料：『財政』1957年6月号 p.95

ど持っていない反面、大農は強制買上げの比重が低い代りに自分の生産物を大部分有利な価格で自由市場で販売している。こうした事情は第10表でみる部落以外のところでも同様であろう、ということ

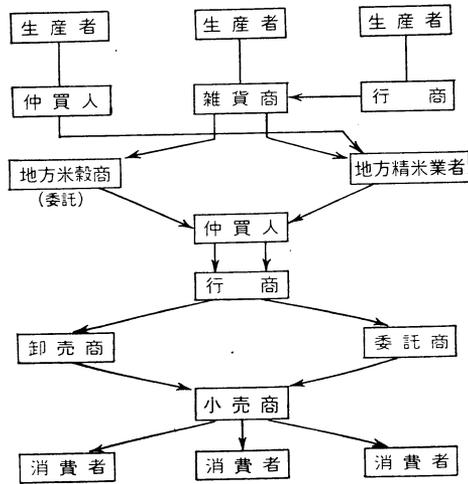
南朝鮮の農業生産物は、そのほとんどが小生産者によって生産されており、したがって農産物商品は全地域の小農の手もとに少量ずつ散在している。だからアメリカ独占資本や朝鮮人隷属資本家は、こういうふに分散している農産物商品とその生産者からじかには購入しえないので、そこには無数の中間商人が介在するようになる。すなわち、独占資本はくもの巢のようにもつれあっている複雑な中間商業網を触手として作り上げており、その一例として穀物の場合をみれば次頁の図表のとおりである。

穀・土地取得税のほかに独占的性格の強制的穀物収奪を強行したために、自由市場における農産物の流通分野は相対的に狭い範囲に制限されざるをえなくなった。

むろんこの図表は、南朝鮮米穀流通の一般的経路を示すものにすぎず、実際はこれよりもっと複雑であり、より多くの中間過程が介在している。独占資本は組織的に農倉庫・米穀倉庫・信用機関などを通じて直接的に、または融資およびその他の方法によって間接的に、中間商業網を掌握して大きな農産物を安値で独占する。かくのごとき複雑な資本主義的流通体系の中で、商業的知識を持ち合わせていない農業生産者たちは完全に商人のあやつり物にされている。とくに農民たちはこの流通過程において、

(一)、投機的な価格操作にもあそばされるのはもちろん、中

図表 南朝鮮米穀流通機構



資料：『財政』1958年5月号 p.62

注) 行商は自己資本を持って主に列車便を利用する中間商人であり、ふつう数名で一組をなしている。

間の各段階ごとに行なう穀物検査手数料・仲介人の口銭・運賃・中間商業の商業利潤を負担せねばならず(中央米穀市場の米穀商組合規定によれば各売買段階ごとにその手数料は一俵当り三〇〇ウォンである)。

(二) 秤量・品質検査のさいにもだまされて損失を受けるなど、二重三重の搾取を受けている。

商品・貨幣経済のもとで、価格水準は農民の所得と収益性

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

第11表 月別10年間平均米穀価格変動率

(ソウル卸売価格)

月別	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
指数	100	110	134	159	209	218	219	253	398	397	444	322

資料：『産業経済』1957年第10号 p.3

を決定する重要な要因である。そのさい問題となるのは、農産物の一般的市場価格ではなく、農民つまり生産者が直接取得する地方的農産物価格である。また、農産物価格の変動は、その生産循環の特性と

関連してふつう一年を期間として季節的性格を強くもっている。農民の農産物販売収入は価格の地方差ばかりでなく季節的な価格変動によっても影響をうける。

南朝鮮の農村では、小農生産が支配的であること、資本主義的信用・流通体系が不備であること、通貨流通がひどく不安定であることなどによって、農産物価格の地域差ならびに季節の変動はきわめて激しい。第11表でみるように米穀価格は新米が出回る十一月に最も底をついて、それから漸次上昇しはじめ七・八・九月には頂点に達するように

なり、こうした変動を毎年くりかえしている。そうして米穀価格の最低月と最高月との間には、十年間平均四・五倍の差を示しており、その最も激しい年度には一〇〜一七倍もの大きな差をもっている。これを日帝支配時代である一九二一〜三〇年の十年間の平均月別変動率約一一％、一九三〇〜三九年の十年間の一五％と対比すれば、その変動は数十倍という激しいものである。これは、こんにちアメリカ占領下の南朝鮮経済の極端な不安定性ならびに零細農民の極度の貧窮性を反映するものである。

こうした事情は農村の各階層にそれぞれ異った影響を与える。すなわち経済的地盤が堅固で余裕のある地主・富農層は、秋の収穫時には安くなった穀物をかえって買占めておいて、価格が最も上昇した夏にそれを自分の生産物とあわせて販売することによって市場価格の変動を有利に利用する。これとは逆に、ほとんどの場合零細貧農は加重する租税・公課金・債務などの支払いに追いつめられて、農産物の大部分を秋にやむなく売渡し、春や夏になると自家食糧を高価格で買入れなければならぬのである。こうして南朝鮮農民たちが秋にはほとんど「窮迫販売」をしているという現象は第12表

第12表 月別年間米価騰落率と商品化率の動き

年度	月別 区分	月別											
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1955~56	騰落率	100	109	136	141	138	138	138	257	259	269	293	236
	商品化率	100	178	69	41	46	31	23	11	14	7	—	—
1956~57	騰落率	100	103	110	114	115	133	174	214	217	217	230	185
	商品化率	100	143	69	31	43	28	25	24	15	12	—	—
平均	騰落率	100	106	123	127	126	135	156	225	235	248	262	211
	商品化率	100	160	69	36	44	30	24	18	15	9	—	—

資料：『財政』1958年第1号 p. 24

で明確にみる事ができる。

すなわち第12表は、農産物の八〇%ちかくを米価が最も安い十一月〜三月間に販売せざるをえない南朝鮮農民の貧窮さを如実に示している。のみならず、極度の貧困にあえぐ多くの南朝鮮農民は、新穀収穫時までもちたえられないので立稲先売・立麦先売などの高利貸的商行為に乗せられて、彼らの血と汗で作った穀物をすて値で奪われる惨事がごくありふれた現象である、ということはずでに言及したとおりである。

農民たちが安い価格で収奪されるのは単に穀物にかぎるのではなく、そのほかの農産物、たとえば綿花・蚕繭・薬工品なども体系的に収奪されている。この種の農産物は大体においてその生産物全部を商品化するという特性を利用して、アメリカおよび傀儡政権は、早くから日帝の悪名高い公販制を継承・実施している。ここでは義務的に農民たちが持参した農産物の品質、等級および価格などを「郡庁」や「郡農会」

〔朴政権のもとでは「農業協同組合」——島田〕職員またはその委託を受けた商人が、一方的官僚的に決定して隷屬資本家に引き渡すのである。こうして隷屬資本家は必要な農産物原料を安い価格で大量に買い占める。南朝鮮農民たちがこの

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

ような形態で収奪されたものだけでも、毎年綿花数百万斤・蚕繭約百万貫・収一、〇〇〇万〜二、〇〇〇万枚に達しており、その価格は生産費にも満たない略奪的なものであるという事はいうまでもない。たとえば自由市場価格に対する綿花買上げ価格の比率は、一九四七〜五四年間は平均二三%であり、その最低年度には自由市場価格の七%という安値で収奪されている（『經濟年鑑一九五六年版Ⅲ—二七頁』）。

農産物価格は、それ自体の価格の絶対的水準もさることながら時間的空間的变化ばかりでなく他の商品群、換言すれば農民が消費する工業商品価格との相互関係が問題になるのである。なぜならば農産物の価格騰貴によって農民の貨幣収入が増えたとしても、農民たちが必要とする工業製品である農業生産手段と生活資料の価格が農産物価格以上に騰貴したとすれば、農民の境遇は不利になるからである。

ところで、南朝鮮の農民たちから安い価格で農産物を収奪したアメリカおよび隷屬資本家は、自分たちの工業製品を農村に供給する時には独占的高価格で売りつける。工業商品の価格つり上げと農業生産物価格の抑制は、資本家が勤労農民を搾取する主要形態の一つである。そして一般的に独占資本

主義段階に入るや独占資本は、その支配権を利用して無制限な自由競争の条件下で形成される価格ではなくて人為的に作り上げられる独占価格で、自己の製品を販売することによって独占的超過利潤を獲得する。こうした独占的超過利潤の源泉は、課税およびその他の政策によって完全に市場を独占している植民地においてはさらに拡大されるのであるが、アメリカ占領下の南朝鮮の事態がまさにそれなのである。

たとえばアメリカは南朝鮮の肥料市場を完全に独占して肥料を高価格で売りつけている。すなわち、一九五三年イギリスの硫安肥料輸出価格はトンあたり平均約四七・六九ドルであったのに対し、南朝鮮に投入したアメリカの肥料価格はこれより四三%も高い六七・八一ドルであったし、この肥料価格にはさらに隷属的な為替レートによる換算額と高い間接税を附加して農民に押しつけるのである。アメリカは停戦（一九五三年七月——島田）後にもあれこれの口実のもとに自分たちの持ちこむ肥料価格をしきりに引き上げており、一九五五～一九五六年間だけでも硫安肥料を四五四%・加里肥料を四五〇%・過石肥料を三五〇%引き上げたし、さらに一九五八年に入っても全般的に九〇%を引き上げている。こう

して資本主義経済に特徴的な農産物価格と工業商品価格間の「缺状価格差」は、南朝鮮においてきわめて激しい。ここで農産物（穀物）と工業商品（肥料）間の価格変動をみれば、後者の価格が前者のそれにくらべて急速に騰貴している。第13表でみるように、一九四七～五七年間に南朝鮮農民たちが生産した穀物価格にくらべて、アメリカから輸入した肥料価格は二・二倍も上っている。

第13表 肥料価格と穀物価格の変動指数

区分 年度	肥料価格指数 (A)	穀物価格指数 (B)	A/B
1947	100.0	100.0	100.0
1948	182.5	158.0	115.8
1949	528.9	170.5	309.3
1954	14,563.4	7,017.8	207.5
1955	23,015.8	16,865.9	136.5
1956	71,388.8	26,473.2	269.6
1957	74,841.2	34,196.4	218.8

資料：『経済年鑑』1957年版

しかし同表は、農民たちが農産物販売と工業商品購入における価格差によって蒙る損失を完全に反映していない。というのは、だいいちこの表は肥料価格が穀物価格にくらべて相対的に高かった一九四七年を基準にしており、そのうえ肥料も穀物もここではソウル卸

第14表 綿布価格と米穀価格の変動指数

	1936	1949	1954. 11. 15
米 価 格	100	63,700	3,000,000
綿布価格	100	31,300	8,292,600

資料：『財政』1957年第10号

売物価を基準にとっているが、農民たちはソウル卸売価格ではなくそれよりもはるかに低い生産地卸売価格で、さらにその多くの部分は生産費以下の法定価格で穀物を販売しており、他方彼らが肥料を購入するさいにはこれまたソウル卸売価格ではなく、今度はそれよりもはるかに高い地方小売価格で買入れなければならないからである。

こうした事情は、農民たちの生産手段だけではなく生活資料の工業商品との対比においても同様である。たとえば米穀価格と綿布価格との変動を対比すれば第14表のとおりである。

第14表が明確に示しているように、一九三六～一九五四年間に米価は三万倍上昇しているのに対して、綿布価格は八万二、九二六倍も上昇している。結局、米価は綿布価格にくらべれば三六%に相対的低下をしたことになるのである。

アメリカおよび李承晩傀儡当局は、農産物に対するこうした低価

格政策をインフレの緩和、産業建設の促進、都市住民の生計の維持というナンセンスな理由で妥当化しようとする。しかしながら、これは事実によってすぐさま反駁されている。すなわち、農民から安く収奪した穀物価格は、都市住民に供給する小売価格にはきわめて稀薄に反映されるだけで、しかもそれは労働者に対しては低賃金政策の都合の口実に利用されている。また直接消費者に対する相対的に高い穀物小売価格は、たんに都市住民ばかりではなく、その生産者である無数の零細貧農までも収奪するようになる。なぜならば零細貧農は自分が生産した穀物だけではわずか数カ月の生計しか維持できないので、逆に穀物の購買者として登場するようになるからである。

以上でみたように農民たちは流通過程を通じても二重三重の搾取を受けており、それはアメリカおよび隷属資本家の私腹をふとらしており、こうした事情については南朝鮮出版物までも糾弾している。(2)

(2) 「解放後一九五六年秋までの満十年間無茶苦茶に原価収奪を受けてきた。農民の立場からは二重の価格収奪を受けてきたのであって、直接的には上記の生産原価以下の買上げまたは苛酷な収納価格による価格収奪であり、間接的には農産物

価格と工産品価格の不均衡による価格の収奪なのである」。

「農産物の価格収奪がたんに米穀ばかりではなく、食糧をはじめ農工品・繭など従来公販（半強制的供出——島田）の対象になったものはみなそうであったし、工業商品は一さい自由処分（自由販売——島田）であったので、解放後都市のごく少数の商工人がわか成金になったのは、農産物の強権的収集と価格統制——端的に指摘すれば価格収奪の利益を享受し、農民大衆の犠牲によってなりえた事を立証してあまりあるものがある」（『財政』一九五七年第十号八一頁）。

「彼ら農民の生産商品は原価以下の安い価格で略奪される反面、農民は再生産に要する商品すなわち種子・肥料・農機具・農薬など、そして生活必需品までも重利潤（二重三重も）の不当な高利潤——島田）を付け加えた高価格を支払わなければならないが、これを購入せねばならない時期はまさに端境期である。現金のない農民の再生産用品の購入資金は高利貸に依存せざるをえないので、韓国農村社会経済が高利貸経済構造の上に構築されている、という事実を何びとが否定できようか？」（『朝鮮日報』一九五五・九・一九）。

#### 四 「農業組合」と「農業銀行」の正体

一九五八年にアメリカおよび李承晩傀儡政府は、一九五七年二月に南朝鮮「国会」で通過させた「農業組合法」と「農業銀行法」の一部条項を修正して実施する段階に入っている。

この法案もまたその略奪性とむぎだしの反動性のために南朝鮮「国会」内部においてさえ大きな物議を惹起させ、野党「議員」の反対不参加のうちに李承晩の「自由党」所屬「議員」だけで通過させたものである。

それでは、アメリカおよび傀儡当局が「農業組合法」と「農業銀行法」をねつ造するようになった動機と目的はどこにあるのか？

それは「農地改革」の結果南朝鮮農村において起きている変動した情勢と関連するものである。アメリカが「農地改革」を実施した目的の一つは、農民収奪を強化して獲得した収益を自己に有利に再分配しようとするところにあるので、「改革」後には農民搾取構造において一定の変化が生じた、ということはずでにみたたとおりである。すなわち、租税、信用および流通分野を通じた農民搾取の比重が格段と増大している。ことに「農地改革」は朝鮮戦争中に実施され、したがって侵略戦争を遂行するために「土地取得税」・「農地償還税」をはじめとする現物収奪に重点をおいてきたのであるが、しかしこうした露骨のでもしかも横暴な収奪は日増しに昂まる農民の反抗によって長く継続できず、したがって漸次流通分野

を通じた、より巧妙かつ陰蔽された搾取を前面に押出さなければならぬようになった。つまり、このように変動した新しい情勢に対応して、農村搾取体系ならびに機構を再整備・強化することが要求されるようになったのである。

ところが、一九四五年解放後にも南朝鮮農村には過去日帝支配時代に人民の憎悪の対象であった、「農会」・「金融組合」・「産業組合」などの農村団体がそのまま存続させて農民収奪を敢行してきた。ここでこれらの団体を主要部門別にみれば、生産分野に「農会」、信用分野は「金融組合」、流通分野には「産業組合」がそれぞれの分野の搾取機能を担っていたのである。この三種類の農村団体のうち日帝が最も力を入れたのは「農会」であって、これは尨大な官僚的機構であり郡行政機関と一体になって農業生産全般を干渉・統制し、日帝の農産物略奪に奉仕したものである。他方、流通分野において農民搾取に加担したものは、前述の「産業組合」が中心になっていたが、「農会」および「金融組合」も農村における販売・購買事業にそれぞれ進出していた。しかしながら「農会」と「金融組合」は尨大な官僚的組織と経済的能力をもっているとはいえ、もともと販売および購買の機能をもちえなかった

し、農村における販売および購買事業を本来の業務としていた「産業組合」も組織力と資金不足のためやはり十分な活動をしえなかったのである。

アメリカは、流通分野を通じた農民搾取の意義の重大化にかんがみ、前述した機構上の欠陥を是正して農民収奪を徹底しようとするに至った。結局、「農業組合」と「農業銀行」という組織は、「農地改革」においてアメリカが企んだ目的の達成を保障する構成部分であり、「農地改革」によって生じた諸変動に対応した農村搾取体系ならびに機構の整備・強化のあらわれものである。

またそれは、日帝支配時代または解放後南朝鮮農村においてその反動的正体があまりにもあからさまになった「農会」・「金融組合」・「産業組合」などを解散して、一見違うようにみえる「農業組合」・「農業銀行」を組織することによって農民を欺瞞し、さらにこれらの機構を通じて彼らの反動的農村政策の拠点である地主・富農を再編成し、彼らに利益を与えることによって、人民から日増しに孤立していくアメリカの走狗李承晩一味の政治的余命を維持するのにも役だてようとするものである。

のみならず、まさにこの時期(一九五八年——島田)は、共和国北半部(北朝鮮——島田)農村において農業の協同化——偉大な社会主義的変革が起きた時期なのである。農業の協同化——農村經理の社会主義的改造に関する朝鮮労働党と共和国政府の政策は、下からの農民の熱烈な支持と歓呼のうちにはわずかに四五年間に輝やかしく完遂されたのである。これらに共和国北半部農村は、生産関係が社会主義的に改造された土台のうえで、生産力は未曾有の急速な速度で発展しており、農民たちの生活は急激に向上している。共和国北半部の全農民は、いま党と政府の賢明な指導のもとに、共産主義の地上楽園を見渡せる丘を目指して千里馬に乗った氣勢で疾風のごとくつつ走っている。

これらの事実は、飢餓と貧困、暗黒と無権利の中で呻吟している南朝鮮農民をアメリカおよび傀儡一味に反対する闘争へ立ちあがらせる無限な鼓舞と推進力になっている。アメリカと傀儡一味にとっては、共和国北半部農村における農業協同化運動でおさめている前述の輝かしい成果を、歪曲宣伝し誹謗中傷するのにも欺瞞的な「農業組合」を組織・利用する必要があったのである。

アメリカは、以上のような一石三鳥の狡猾な目的のもとに、一九五五年八月にはワシントンにある「連邦農地低当会社」副総裁ジョンソンを団長とするアメリカ「国際協力処」専門家たちを、ついでフィリピンと日本などで農業部門のアメリカ侵略政策を担当して来たクーパー一行をあいっいで派遣して南朝鮮農村を「視察研究」させた後、いわゆる「農業組合」と「農業銀行」の設置を李承晩傀儡政府に強要したのである。一九五七年二月、南朝鮮「国会」で通過した「農業組合法」と「農業銀行法」は、こうしたアメリカの勧告案に基づくものである。

さて、以上のような動機と目的のもとに組織される、この「農業組合」と「農業銀行」がこれから農民収奪を強化すること、どのような役割を演じるようになるかを考察することにしよう。

なにはともあれ「農業組合」と「農業銀行」は、アメリカ独占資本と朝鮮人隷属資本が農村に浸透し、農村を従属させる重要な手段の一つになるのである。

いま南朝鮮経済は完全にアメリカ独占資本の植民地的隷属下におかれている。アメリカ独占資本の抑圧によって産業が

破壊・衰退した条件の下で、すでに考察したように南朝鮮市場にはアメリカの余剰商品が氾濫しており、したがって市場価格および流通組織はアメリカ独占資本とその支配下にある隷属資本家の手に掌握されている。鉄道・港湾およびその他の運輸、通信手段、そして銀行およびその他の金融機関——これらの全機関もまたアメリカ独占資本に隷属されており、米帝国主義者によって支配している。

こうした条件のもとで、その組合員が必要とする物資を購入し、組合員が生産した農産物を販売し、組合員の資金をかき集めて彼らに貸付ける業務を遂行・担当する「農業組合」と「農業銀行」は、購買取引においては商品供給者を、販売取引においては農産物需要者が必要とするのであり、信用取引においてもまた円滑な与信を保障するためには一定の借入金または預金収集などを外部に求めなければならない。流通および信用分野が独占資本に隷属している条件のもとでは、必然的に信用の相手方に独占資本が登場するようになるのであって、まさに南朝鮮の場合にはアメリカの独占資本またはその支配下にある隷属資本がその相手方としてのし上がるのである。そうして、もし「農業組合」と「農業銀行」がア

メリカ独占資本および隷属資本の商品を購入し、彼らに農産物を販売しようとするれば、この流通過程において彼らに属する倉庫・運輸・通信手段などを利用せざるをえないし、またこれらの資本が所有しているより大きな銀行から信用を受けねばならないとすれば（「農業銀行」は傀儡政府および「韓国銀行」から信用を受けるように規定されている——同法第三六条）、流通および信用体系が彼らの手に掌握されている条件のもとでは、「農業組合」と「農業銀行」はやはりアメリカ独占資本とその支配下にある隷属資本に経済的に完全に隷属せざるをえないのである。

経済的隷属は、政治的・組織的支配によってより一層保障されるものである。アメリカと李承晩傀儡政権による組織的・官僚的支配は、「農業組合」と「農業銀行」の組織において特徴的である。この点についてはあとでまた述べるが、このようにアメリカと李承晩傀儡政権は「農業組合」と「農業銀行」を組織的・経済的に自己の手に掌握し、これを分散している数百万農民大衆に対する搾取を強化するのに利用する道具にしようとするのである。

すでにみてきたように、南朝鮮においてアメリカの侵略的

軍事目的を達成するための軍事費の多くの部分を負担するものは農民であり、のみならずアメリカの肥料およびその他の余剰商品販売における主要搾取対象もまた南朝鮮人口の絶対的多数をしめる農民なのである。だから南朝鮮においてアメリカは、農民に対する搾取に特別な関心をもっており、そのうち重要なものは農産物とくに食糧の収奪である。アメリカと李承晩傀儡一味は、日々膨張する軍事予算と、傀儡軍警の拡充およびこれにともなう増大する軍用米（これは傀儡政府管理食糧の四〇%をしめる）を調達するために、「農地償還穀」・「土地取得税」・「水利組合費」・その他各種の苛斂雑税によって穀物を収奪しても、なお不足するので、「肥料交換穀」から日帝の強制供出まで継承・強化して食糧を奪いつるのに血まなこになっている。

しかしながらこの食糧収奪計画は、戦争と無制限な略奪に反対する農民の堅固な斗争によって、朝鮮戦争前にすでに苦汁をなめており、戦争後も相変わらず挫折している。すなわち、銃剣の威赫のもとにあらゆる野蛮的な手法を用いたのもかかわらず、戦争前の穀物供出計画に対する実績は大体四〇〜五〇%にすぎず、一九五〇〜五三年間の年平均米穀収集

第15表 秋穀「収納および買上げ」の計画対比  
(1956・1957両年度) (単位：%)

	総「収集量」の 全日糧量対比	内 訳				
		農地償還穀	土地取得税	貸与糧穀 回 収	肥料交換穀	買上げ
1956年度 (1957.2.5 現在)	63.0	37.0	92.0	64.0	92.0	48.0
1957年度 (1958.1.28 現在)	70.8	62.5	78.8	49.9	59.7	—

資料：『韓国銀行調査月報』1957年第2号、『財政』1958年第2号  
注）秋穀収納法定期限は毎年12月末となっている

実績は六五%にすぎなかったのである。この事態はその後も変らなかつた。停戦以後の年度をみても、李承晩売国逆徒どもは数百万絶糧農民に対する救護対策には目をふさぎ「農地償還」・「土地取得税」・「貸与糧穀」の回収と略奪的穀物強制買上げに狂奔している。奴らは、収納法定期日を延期しながら起訴・体刑・肥料配給停止・農地没収など、ありとあらゆる悪あがきをしているが、しかし第15表でみるようにその成績はふるわない。

第15表でわかるように、年々くりかえされる食糧収奪実績の不振は、その財政源泉と略奪の重点を農業において

る李承晩傀儡政權の軍事予算と戦争準備に大きな影響を与えるものである。これまでは主に租税体系を通じた食糧収奪であつたにもかかわらず、その実績が振わなかつたのであるから、ましてや形式的とはいへ、交換を通じた食糧収奪においてはなお一層振わないことは明らかである。

アメリカおよび李承晩一味の農産物収集計画の破綻は、説明するまでもなくその階級の本質と苛酷な略奪性に起因するものであるが、また農産物を数百万の小生産者によつて大量のではなく個人零細経営方式で無政府的小規模的に生産し、したがつて農産物商品も少量ずつ全地域に分散されている事情もアメリカおよび李承晩一味の農産物収集を困難にする要因になつてゐる。この点に関する限り日帝支配時代よりも彼らにとつてより不利になつてゐる。なぜならば、日帝支配時代も農業は小規模生産が支配的であつたが、当時日帝の大土地会社または「農場」は高率小作料その他によつて大量的に商品化する農産物を集中していたからである。現在、南朝鮮農村では農業生産が日帝支配時代よりも一層零細化しているばかりでなく、商品に転化する農産物分布においてはもっと分散的である。

キム・スンジョン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

「農業組合」と「農業銀行」は、こうした条件の下でアメリカおよび李承晩傀儡一味が、だいいち農産物の組織的集団的略奪機構として利用しようとするものである。「農業組合法」に規定されている、農民の生産に対する「農業組合」の指導と統制機能（同法第一二条、第一〇一条、第一二五条）、

「農業銀行」の資金貸出による生産調節機能（同法第四〇条）などは、農民の生産を統制しつゝ、生産された農産物商品を大量的に「農業組合」へ集中させるねらいのものである。「農業組合」を組織的経済的に支配しているアメリカおよび李承晩傀儡一味は、収奪した農産物の共同加工・保管・検査・運搬・共同販売と、それにこれを斡旋するという美名のもとに農産物を大量的に集団的に略奪する可能性をもつようになる。彼らは農産物の集団的収奪をより容易ならしめ、より正確に行うために「農業銀行」の信用事業も利用する。すなわち「農業銀行」の債務者は必ず「貸出目的になる農産物の売買契約を組合と締結せねばならず」、この「売買契約に違反または違反行為の憂慮があるときには、組合はその農産物の引渡しを要求するかまたは第三者への譲渡を禁止することができる」（同法第四一条）と規定することによつて、農民

生産物の追加的略奪を企んでいる。

と同時に、「分配農地償還税」・「土地取得税」・「貸与糧穀」の回収などの名目による食糧収奪においても、この「農業組合」は一定の役割を演じているであろう。アメリカおよび李承晩傀儡政府は、この役割を合法化させたために「農業組合」に「政府」補助事業を義務づけているが、これは生産・購買・販売・配給事務などまでも含む「政府」代行事業なのである（同法第十五条、第一三一条）。

アメリカは無償または安い価格で農産物を収奪することはばかりでなく、彼らの余剰商品を独占的高価格で売りつけるのにも、また重要な関心をむけている。農民の生産物を安値で略奪する場合と同様に、アメリカの余剰商品を売りつけるときにも「農業組合」は大きな役割を果すようになる。

分散的な零細農経営の支配は、商品需要をきわめて制約するものである。すなわち多分に残存する自給自足的現物経済、支払能力ある需要の逡減、供給体系の散漫性と複雑性などは零細農経営の特徴であるが、このため南朝鮮農村に対するアメリカ余剰商品の販路は制約を受けざるをえないのである。諸々の複雑な中間商人の手を経なければならぬのであ

る。そこで単位組合が「生産物資および生活必需品の共同購入」（同法第一二条）をし、上級組合がこの事業を指導・監督・斡旋する責任をもっている「農業組合」組織は、アメリカ独占資本および隷属資本家にきわめて重要な奉仕をするようになる。

それは、第一に、生産に対する干渉・統制機能を通じて現物経済の解体を人為的に促進させ、第二に、指導監督とか共同購入の「斡旋」という上級組合の機能を通じて強制的に売りつけるか、それでも売りさばけない物は傀儡政府補助事業（ここには「政府」の購買・販売の商行為を補助することも含んでいる）という名目まで利用してアメリカ余剰商品販売をより拡大し、第三に重要なことは、一部中小商人を駆逐してアメリカ独占資本がより直接的に農村を掌握し、これまで中小商人が獲得していた利益まで横取りしようとするものである。

このほかにも「農業組合」は、販売・購買・その他の分野において農村経済の調査研究（農民収奪の源泉・方法等々の研究資料として）または宣伝・煽動機構として、アメリカおよび李承晩傀儡一味の農民収奪を補助できるようになっている。

以上のように「農業組合」は、アメリカ独占資本および隷屬資本が流通過程において行い農民収奪をより強化させるものであり、それはさらに「農業銀行」によって補強されるようになっていく。

「農業銀行法」によれば、資本金三〇億ウォンを「農業組合」が出資しその金額に不足する分は傀儡政府が負担するようになっていく最初の法案を修正して、今度は傀儡政府を除外して「農業組合」(したがってこれに網羅されている農民)と農業法人が全額出資するようになっており、強制貯蓄事業や農業債権までを発行して農民の零細なお金までもかき集めるようになっていく。そしてこの「農業銀行」には、傀儡政府または「韓国銀行」からの資金借入を通じて、アメリカ国家独占資本が直接浸透できるようにになっており(「農業銀行法」第三六条)、いくいくはアメリカ民間資本も投資する可能性をもつようになっていく。

(3) 「農業組合法」・「農業銀行法」の起草者であるジョンソンは、「資金調達方法として見返資金(アメリカ援助商品の販売代金)とアメリカ余剰農産物の販売代金などの資金から巨額を投資」するよう勧告している(「財政」一九五七年第四号三三二頁)。

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

「農業銀行」に対するアメリカ独占資本の支配を確固たるものにするため、後で再び言及することく、彼らに「農業銀行」を「農業組合」よりも組織面でもっと官僚的に隷屬させていく。

「農業組合」は、このように組織的にも経済的にもより完全にアメリカおよび李承晩傀儡政権が支配している「農業銀行」に従属させられている。「農業組合」は、「農業銀行」に出資する義務を負っており(「農業組合法」第一〇五条)、「農業銀行」には「組合」に対する監督権を与えている。「農業銀行」に対する「農業組合」の従属は、アメリカ独占資本が信用機構を通じて南朝鮮農村市場の支配を容易ならしめ、流通過程における農民収奪をより強化できるようにするものである。だから「農業銀行」は、最初から信用業務も基本的には「農業組合」を対象としており、とりわけ「組合」の共同販売と購買事業に重点をおいている。

また、「農業組合」と「農業銀行」との直接的連けいと後者に対する前者の従属は、アメリカ独占資本および隷屬資本が流通過程における搾取をより強化するうえで必要であるばかりではなく、信用面における搾取もまた助長・強化するた

めのものである。

アメリカおよび李承晩徒党は、極度に貧困化した南朝鮮零細農民が信用対象者になるにはあまりにも貧困であることをなげいてきた（『財政』一九五七年第二号、一二三頁）。ところでこの「農業組合」を媒介して行う「農業銀行」の融資組織は、前者の後者への従属とともに、融資範囲を非常に拡大してはいても資金回収性の確実を期する点で、従来の「金融組合」よりも「発展」したものである。こうしたからくり

は、融資対象として包括する農民の範囲を拡大できるばかりではなく、「農業組合」の販売・購買事業に対して資金貸出しをすることによっても融資範囲を拡大することができる。一方、自分の上級組織をもつ組織体系である「農業組合」を通じて行う融資は、やっぱり資金回収の確実性を保障されることだけは確かである。このように「農業組合」と「農業銀行」は、機構的にお互いに結合して全体的には一つの主要目標——農村市場の徹底的な掌握・流通過程における搾取の強化を指向し、と同時に信用面での搾取も保障する統一の農民収奪機構である。

アメリカおよび李承晩傀儡徒党は、「農業組合」と「農業

銀行」をつうじて、彼らの略奪的農村政策の拠点である地主・富農を再編成し、彼らの政治的・経済的利益をあの手この手で支持・擁護している。

だいたい「農業組合」は、「その業務区域内に住所や居どころ、または事業場をもつ農民を組合員として構成」（同法第二四条）し、また副業的に、ひどいことには趣味的にはんのみならずかの農業しかしていない者までも農民と規定（同法第一条、同施行令第一条）することによって、富農と富農を装っている地主はもちろん、農村の高利貸商人までも組合に加えられる広範な道を開いている。

かような成員構成のもとでは、農村において政治経済的に支配的地位を占めている搾取層が組合の指導的地位を独占するようになることは自明なことであり、したがって「農業組合」はこれらの地主・富農・その他の搾取層の財産蓄積の利物物にならざるをえないのである。

すでにみたように「農業組合」は、広範な農民大衆から資金をかきあつめ貯蓄を強要することによって、巨大な資本を集中するようになる。地主・富農たちは、出資限度内の有限責任を負う（「農業組合法」第三二条）小額の出資によって莫

大な資本を支配するようになり、組合の共同販売・購買の機能を通じて獲得する利得を独占するようになる。とくに「同一人が同種の他の組合に加入できる」(同法第三四条)という規定、利益金の配当は組合員の組合利用率に依拠する(同法第六七条)という規定は、これらの農村搾取層がいくつもの組合を支配しながら追加的利得をえるようにさせるものである。

こうした面では「農業銀行」がもっとひどい。「農業銀行」はその資本金が三〇億ウォンとなっているが、それを出資するようになって「農業組合」農民の極度の貧困状態からみて、その出資額は微々たるものであろう、と南朝鮮の出版物も認めている。「農業銀行」のこのような小額の資金は、百億ウォンを超える南朝鮮農家の負債にくらべてスズメの涙のようなものであり、高利貸負債に呻吟している農民には何らの助けにもならない、ということも明白である。

事實は、手持資金の限度内でも、資金が零細貧農の生活改善に向けられるどころか、むしろその逆なのである。「農業銀行」は、その信用事業において債務返済能力のない圧倒的多数の零細貧農を直接の対象とせず、「組合」のみを対象として連帯責任を負うようにし、特殊な場合にだけ地主・資

本家たちに有利な条件で直接貸出せるようになっていた。「農業銀行法」は、その資金貸出しにおいて「農産物生産能力」と「回収の可能性」を重要視しなければならない(同法第三九条、第四〇条)と規定することによって、実質的に零細貧農に対する融資の道を公然とふさいでしまっている。

こうして莫大な農家負債にくらべて元来いくばくにもならない資金が、それさえも大部分は地主・富農にだけ貸出されるとなれば、零細貧農は依然高利貸に隷属を余儀なくされ、このことを利用して地主・富農たちは銀行貸付資金の又貸しまでやって高利貸的搾取を強化するようになるであろう。

だから地主・富農たちは、生産分野における大農経営の優越性に加えて、「農業組合」と「農業銀行」を通じてころがりこむ有利性を享受するようになる。「農業組合」と「農業銀行」は、勤労農民大衆の貧困化と零落、農村における資本の集中と階級分化過程を一層促進させるであろう。

南朝鮮農村に対するアメリカおよび李承晩売国逆徒の搾取体系の中で「農業組合」と「農業銀行」の以上のような地位と役割は、その組織的側面にもあらわれており、これによって一層補強される。

つまり「農業組合」は、里・洞単位で組織するものほかに、「園芸組合」・「畜産組合」・特殊農作物栽培業者を対象とする「特殊農業組合」などで構成され、その「指導監督機関」として「市・郡・区農業組合」と「農業組合中央会」を設置している。

このように組織される「農業組合」は、その全組織体系に決して勤労農民の代表者ではなく、アメリカおよび傀儡徒党の忠僕を配置するようになっていいる。だいいち「組合長」・「理事」・「監査」は「名誉職」になっていて、地主・富農または商業企業家までも農村に事業場さえもっていれば、非組合員であっても彼らが要職に着いて「組合」を掌握・管理・支配することができるといわれる。とりわけ市・郡・区以上級の「組合」の場合、その運営権を握っている「常務理事」は、「農業組合中央会」の訓令と傀儡政府「農林部長官」が定める資格銜衡試験に合格したものでなければならず(同法施行令)、「農業組合」の最高「指導監督」機関である「農業組合中央会」会長・副会長は必ず同「長官」の承認をえなければならぬ。

こうした官僚的幹部配置とともに、アメリカおよび李承晩傀儡徒党は、組合運営の広きにわたって干渉と強力な統制を

実施している。「農業組合中央会」はもちろん、里・洞「組合」にいたる各級「組合」は、それぞれ当該「地方長官」の厳しい統制下におかれているので、「組合」定款の作成ならびに剰余金の配当までも「農林部長官」の承認を受けなければならないのであり、彼は随時「組合」の事業報告を受けて監査できるのであり、必要な時は「組合」会議決定の取消し・幹部の改選・業務停止と解散までさせる広汎な権限をもっている(同法第七四条、第七六条、第七七条)。

「農業組合」が「農業銀行」に従属されている以上、「農業銀行」の支配は「農業組合」ならびに農民に対する支配を強化するからくりの一環をなす。

さらに「農業銀行」に対するアメリカと李承晩傀儡徒党の官僚的支配はよりひどいものがある。たとえば「農業銀行」の業務運営・管理について基本方針を樹立し、指示監督をする「運営委員会」は、傀儡政府の「財務部長官」・「農林部長官」・「韓国銀行総裁」・「農業組合中央会会長」など、農民収奪の頭目たちが主要メンバーになっている(同法第一四条)。こうした「運営委員会」の決定でさえも、さらに傀儡政府「財務部」の承認を受けるようになっており、必要な時は

「財務部長官」が「運営委員会」の職能を代行することでもできる（同法第二七条、第五二条）。また「農業銀行」は常に「審計院」と「韓国銀行監督部長」の監査を受けなければならないのである（同法第五七条）。

これまでみてきたように、アメリカおよび李承晩傀儡徒党が「農業組合」と「農業銀行」をあたかも非営利・不偏不党の原則に基づいて組織する（「農業組合法」第四条）農民の自主的団体であるかのようにしゃべり立てていることが、どんなに鉄面皮なうそであるかは火を見るよりも明らかである。

経済的區域によらず行政区域によって一里・洞一組合の原則に基づいて組織する、この老大な官僚的組織体系は、農村・農民に対する経済的支配と搾取を補強するばかりでなく、全人民から日増しに孤立していくアメリカと李承晩傀儡徒党の政治的支配を維持する手段としても利用される。ここでいう不偏不党とか政治からの分離とは、たんに野党の関与を排除し、「農業組合」と「農業銀行」を李承晩「自由党」系列のみ隷属させる狡猾な手段なのである。このような彼らの企みはすでに南朝鮮出版物においても暴露されているが、たとえば『産業経済新聞』は「自由党」が「農業組合」を農民支

キム・スンジュン「農地改革」後の南朝鮮農業政策

配の機構にして政治的利用物化しようとして画策している（一九五七年二月六日付）と言っており、また『京郷新聞』も不偏不党の原則と公務員不関与の原則はたんなる規定にすぎず、「政府」と「自由党」は「農業組合」を政治的足場として利用するために自党自派の人物で「農業組合」の幹部を構成するであろう（一九五七年三月一六日付）と批判している。

その後の「農業組合」と「農業銀行」の組織・運営過程はまさにこのことを立証しているのである。

「農業組合」と「農業銀行」の反動の本質は簡単にみて以上のようなものである。こうした「農業組合」と「農業銀行」に対して南朝鮮人民、とりわけ農民大衆は興味をもつはずはなく、むしろ強力な反対と抗議を表明している。それは、「農業組合法」を公布して二年近くになっても、「組合」の組織は農民の強力な反対によって停頓状態にある、ということにもあらわれている。アメリカと李承晩徒輩は自己系列のいわゆる地方有力者に発起会として準備会を組織させ、中央と地方の「農務官」の名義を用いて威嚇・恐喝しながら農民の組合加入を強要している。